

中流動性銘柄における呼値の単位の適正化等に伴う
業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
3. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)</p> <p>次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>TOPIX500</u>(株式会社JPX総研(以下「JPX総研」という。))が選定した<u>500銘柄</u>を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、JPX総研が算出するものをいう。)を構成する株券(発行日決済取引に係るもの及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。)</p> <p>1株につき、当該1株の値段が、1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超え3,000円以下の場合は50銭、3,000円を超え1万円以下の場合は1円、1万円を超え3万円以下の場合は5円、3万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え30万円以下の場合は50円、30万円を超え100万円以下の場合は1</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)</p> <p>次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>TOPIX100</u>(株式会社JPX総研(以下「JPX総研」という。))が選定した<u>100銘柄</u>を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、JPX総研が算出するものをいう。)を構成する株券(発行日決済取引に係るもの及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。)</p> <p>1株につき、当該1株の値段が、1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超え3,000円以下の場合は50銭、3,000円を超え1万円以下の場合は1円、1万円を超え3万円以下の場合は5円、3万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え30万円以下の場合は50円、30万円を超え100万円以下の場合は1</p>

00円、100万円を超え300万円以下の場合は500円、300万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え3,000万円以下の場合は5,000円、3,000万円を超える場合は1万円とする。

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

付 則

この改正規定は、令和5年6月5日から施行する。

00円、100万円を超え300万円以下の場合は500円、300万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え3,000万円以下の場合は5,000円、3,000万円を超える場合は1万円とする。

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外分売の数量)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項(第1号中<u>プライム市場銘柄</u>に係る部分及び第2号を除く。)の規定は、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年6月1日から施行する。</p>	<p>(立会外分売の数量)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項(第1号中<u>市場第一部銘柄</u>に係る部分及び第2号を除く。)の規定は、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券について準用する。</p> <p>3 (略)</p>

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表第3	別表第3
アクセス料の額	アクセス料の額
アクセス料の額（月額）は、次の各号に掲げる売買の区分に従い、当該各号に定める額の合計額とする。	アクセス料の額（月額）は、次の各号に掲げる売買の区分に従い、当該各号に定める額の合計額とする。
(1) 売買立会による売買	(1) 売買立会による売買
各取引参加者の売買立会による売買に係る月間の注文（訂正及び取消注文を含む。以下同じ。）の件数について	各取引参加者の売買立会による売買に係る月間の注文（訂正及び取消注文を含む。以下同じ。）の件数について
注文の件数	金額
100万件以下の注文件数につき	20万円に1件あたり <u>2.700円</u> を加えた額
100万件を超え300万件以下の注文件数につき	1件あたり <u>1.300円</u>
300万件を超え500万件以下の注文件数につき	1件あたり <u>0.600円</u>
500万件を超え1,000万件以下の注文件数につき	1件あたり <u>0.350円</u>
1,000万件を超え3,000万件以下の注文件数につき	1件あたり <u>0.150円</u>
3,000万件を超え5,000万件以下の注文件数につき	1件あたり <u>0.090円</u>
<u>5,000万件を超え10,000万件</u> 以下の注文件数につき	1件あたり <u>0.075円</u>
<u>10,000万件を超える</u> 注文件数につき	1件あたり <u>0.070円</u>
(2) (略)	(2) (略)
	(新設)

付 則

この改正規定は、令和5年6月1日から施行し、同年7月20日に納入される取引参加料金から適用する。